

アキタゴキチク

# 秋田5期地区活性化計画

秋 田 県

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	秋田5期地区活性化計画						
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市ほか6市1町 (北秋田市、能代市、秋田市、大仙市、仙北市、にかほ市、横手市、美郷町)	地区名	大神成、横手、平鹿高口、田ノ植、六合、三ツ屋岱、小掛・鬼神、東雲原、畑、生保内南、河戸川・浅内、下新城笠岡西部、大戸百崎、栄東部、境町西部、金足、大曲・内小友、神代、畑屋中央	計画期間	平成26年度～平成30年度

**目 標：**  
 農業生産基盤の整備により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これら生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の維持・発展を目指す。  
 具体的な目標数値としては、地形図作成及び農用地等集団化を行う19地区(大神成14、横手17、平鹿高口17、田ノ植24、六合6、栄東部8、三ツ屋岱5、小掛・鬼神2、東雲原145、畑16、生保内南7、河戸川・浅内58、下新城笠岡西部2、大戸百崎1、境町西部7、金足28、大曲・内小友40、神代41、畑屋中央30 (数字は地区毎の担い手農家数))で基盤整備事業着手により区域内における担い手農家数468人を維持・確保するとともに、農家経営の安定化を図り、農業従事者の定住を図る。  
 地形図作成は19地区で実施し、H26年度着手10地区(大神成、横手、平鹿高口、田ノ植、六合、三ツ屋岱、小掛・鬼神、東雲原、畑、生保内南)、H27年度着手5地区(河戸川・浅内、下新城笠岡西部、大戸百崎、栄東部、境町西部)、H28年度着手4地区(金足、大曲・内小友、神代、畑屋中央)、農用地等集団化は19地区で実施し、H26年度着手10地区(大神成、横手、平鹿高口、田ノ植、六合、三ツ屋岱、小掛・鬼神、東雲原、畑、生保内南)、H27年度着手5地区(河戸川・浅内、下新城笠岡西部、大戸百崎、栄東部、境町西部)、H28年度着手4地区(金足、大曲・内小友、神代、畑屋中央)となっており、実施後1～2年で基盤整備事業の着手を予定している。  
 評価については、すべての事業が終了する翌年度の平成31年度に第三者委員会を開催し委員の意見を聴いた上で、実施要綱第8及び実施要領第8に基づく事後評価と併せて、平成31年9月末までに報告し公表する。

**目標設定の考え方**

**地区の概要：**  
 本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山が、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,636km<sup>2</sup>で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H23、2時点)からなっている。  
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,300haが耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域沿いの盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

**現状と課題**  
 本県の農業の現状としては、認定農業者制度を活用しながら経営規模の拡大や多角化、複合化を進めるとともに、集落営農組織の法人化等による地域の自立的な発展を促進するなど、高い経営力を持つ農業経営体の育成が重要である。また、「農地・水保全管理支払交付金」については、全県で600を超える組織が共同活動に取り組んでおり、秋田の原風景を守り継ぐ県民運動として推進している。  
 一方、本県は高齢化率が全国トップレベルであることに加え出生率も全国最下位であり、農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題となっており、定住等の維持・促進に資する地域農業の振興を図るためにも生産基盤の整備を行う必要がある。

**今後の展開方向等**  
 本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出等による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。  
 このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成することにより農地の利用集積の促進を図るとともに、農業用排水路整備によるかんがい用水の安定確保や維持管理費等の軽減を図り、農業経営の効率化・安定化を目指す。また、これら生産基盤の整備を通じて地域農業の担い手の確保及び後継者の育成や集落営農組織の設立・法人化を推進することにより、米と野菜等の複合経営の確立による農業所得の向上を図り、地域農業・農村の持続的な維持・発展を目指す。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北秋田市	三ツ屋岱	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
能代市	小掛・鬼神	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	二ツ井町土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
能代市	東雲原	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	東雲原土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
能代市	河戸川・浅内	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	能代南土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H29~H34
秋田市	下新城笠岡西部	基盤整備(地形図作成)	新城川土地改良区	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	新城川土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H29~H34
秋田市	大戸百崎	基盤整備(地形図作成)	秋田市上北手小山田土地改良区	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	秋田市上北手小山田土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H29~H34
秋田市	金足	基盤整備(地形図作成)	新城川土地改良区	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	新城川土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H30~H35
にかほ市	畑	基盤整備(地形図作成)	にかほ市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	にかほ市土地改良区	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大仙市	大神成	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H27~H32
大仙市	六合	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
大仙市	大曲・内小友	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H30~H35
仙北市	生保内南	基盤整備(地形図作成)	仙北市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	仙北市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
仙北市	神代	基盤整備(地形図作成)	仙北市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H30~H35
美郷町	畑屋中央	基盤整備(地形図作成)	美郷町	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H30~H35
横手市	横手	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H27~H32
横手市	平鹿高口	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H27~H32
横手市	田ノ植	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H27~H32
横手市	栄東部	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H28~H33
横手市	境町西部	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	秋田県	無	イ	H29~H34

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当無し					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当無し				

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより市町村等で構成する地域農業再生協議会と連携し、地域の担い手農家への支援・指導を強化する。

### 3 活性化計画の区域

秋田5期地区(秋田市ほか6市1町) 区域面積 9,747.9ha

本計画の区域面積を計画事業19地区の区域面積の総計とする。

#### 区域設定の考え方

##### ①法第3条第1号関係:

区域面積 9,747.9haのうち農林地面積は8,824.6haで、農林地率は90.5%となり、80%以上を占める。  
区域内の全就業者数に対する農林漁業従事者の割合は28.3%となっており、5%以上になっている。

	区域面積	農林地面積	農林地率	全就業者数	農林漁業従事者数	割合
三ツ屋岱	115.0	107.0	93.0%	280	190	67.9%
小掛・鬼神	83.5	76.2	91.3%	135	14	10.4%
東雲原	2,837.1	2,540.7	89.6%	4,155	1,006	24.2%
河戸川・浅内	2,103.7	1,865.6	88.7%	1,885	423	22.4%
下新城笠岡西部	55.0	47.8	86.9%	124	27	21.8%
大戸百崎	30.0	29.2	97.3%	445	3	0.7%
金足	474.0	456.0	96.2%	823	173	21.0%
畑	161.6	152.4	94.3%	202	50	24.8%
大神成	173.8	164.3	94.5%	241	249	103.3%
六合	125.0	115.0	92.0%	138	83	60.1%
大曲・内小友	446.0	380.0	85.2%	1,084	744	68.6%
生保内南	283.8	264.1	93.1%	321	62	19.3%
神代	762.7	729.1	95.6%	697	478	68.6%
畑屋中央	420.0	382.7	91.1%	471	78	16.6%
横手	642.9	591.2	92.0%	1,576	132	8.4%
平鹿高口	220.1	206.4	93.8%	199	103	51.8%
田ノ植	332.8	304.1	91.4%	388	106	27.3%
栄東部	399.7	339.1	84.8%	962	81	8.4%
境町西部	81.2	73.7	90.8%	205	56	27.3%
計	9,747.9	8,824.6	90.5%	14,331	4,058	28.3%

##### ②法第3条第2号関係:

区域内の農業就業人口の減少及び65歳以上の高齢化割合が高いことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。

農業就業人口の減少及び65歳以上の割合は次のとおり。

農業就業人口の減少				高齢化割合		
	H17	H22	減少率	人口	65才以上	高齢化率
三ツ屋岱	200	190	5.0%	460	141	30.7%
小掛・鬼神	32	14	56.3%	368	151	41.0%
東雲原	1,164	1,006	13.6%	9,044	1,616	17.9%
河戸川・浅内	477	423	11.3%	3,752	1,079	28.8%
下新城笠岡西部	9	27	-200.0%	398	51	12.8%
大戸百崎	2	3	-50.0%	538	167	31.0%
金足	176	173	1.7%	2,945	1,007	34.2%
畑	56	50	10.7%	347	118	34.0%
大神成	249	249	0.0%	375	69	18.4%
六合	95	83	12.6%	292	120	41.1%
大曲・内小友	957	744	22.3%	2,239	798	35.6%
生保内南	77	62	19.5%	684	230	33.6%
神代	540	478	11.5%	1,433	481	33.6%
畑屋中央	139	78	43.9%	835	245	29.3%
横手	155	132	14.8%	3,405	780	22.9%
平鹿高口	63	102	-61.9%	377	134	35.5%
田ノ植	124	106	14.5%	737	243	33.0%
栄東部	95	81	14.7%	2,078	671	32.3%
境町西部	65	56	13.8%	390	126	32.3%
計	4,675	4,057	13.2%	30,697	8,227	26.8%

##### ③法第3条第3号関係:

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域は含まない。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画目標である、生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図ることについては、各地区毎に市町村担当部局からの認定農業者数の報告を集計するとともに、担い手農家数の内訳として新規就農者や新たな担い手農家数を把握する。なお、集落営農組織や農業生産法人等の場合は、当該経営体のオペレーターなどの専従職員(農業従事者)を担い手農家としてカウントする。

評価内容の妥当性については、活性化計画が完了する翌年度の平成31年度に県第三者委員会の意見を聴いた上で、実施要綱第8及び実施要領第8に基づく事後評価と併せて、平成31年の9月末までに結果を報告し公表する。